質疑（応答記録）

市立四日市病院告示第7号　公告日　：　令和6年1月18日

件名　：　市立四日市病院で使用するガス

整理番号	質問事項	回　答
1	仕様書７．（２）の精算額規定について、流量基本料金単価を別途約款等で指定することは可能か。	当該エリアを供給する一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款の流量基本料金単価のうち、精算額算定用単価を別途約款等で指定することは、協議のうえ可能とします。